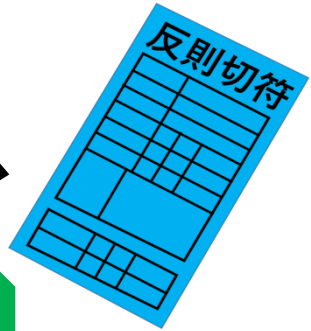


令和8年4月1日施行 自転車等の交通違反に 青切符を導入



自転車等に対する※交通反則通告制度（青切符）の適用

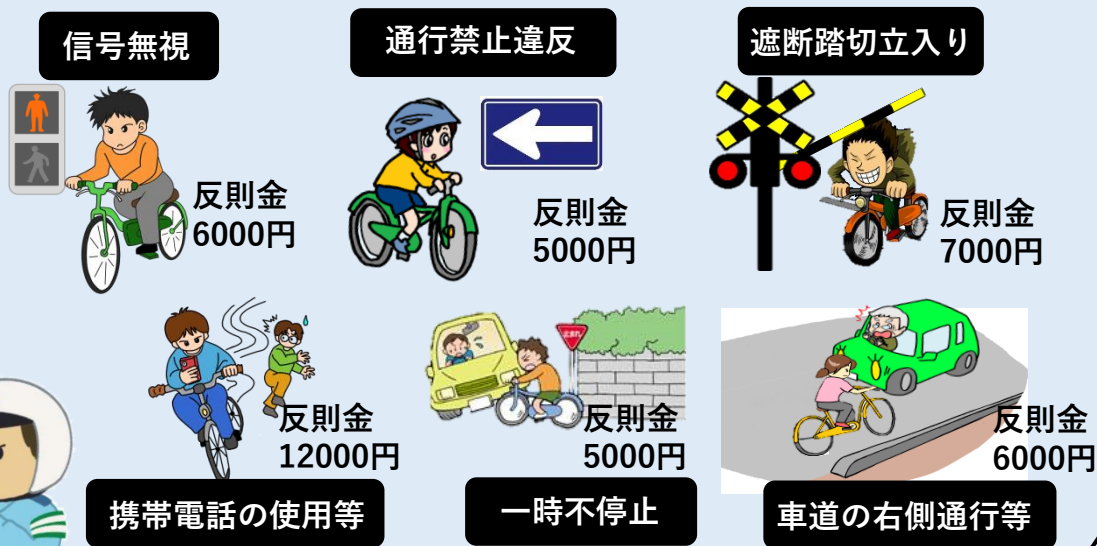
対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



対象となる違反行為の一例

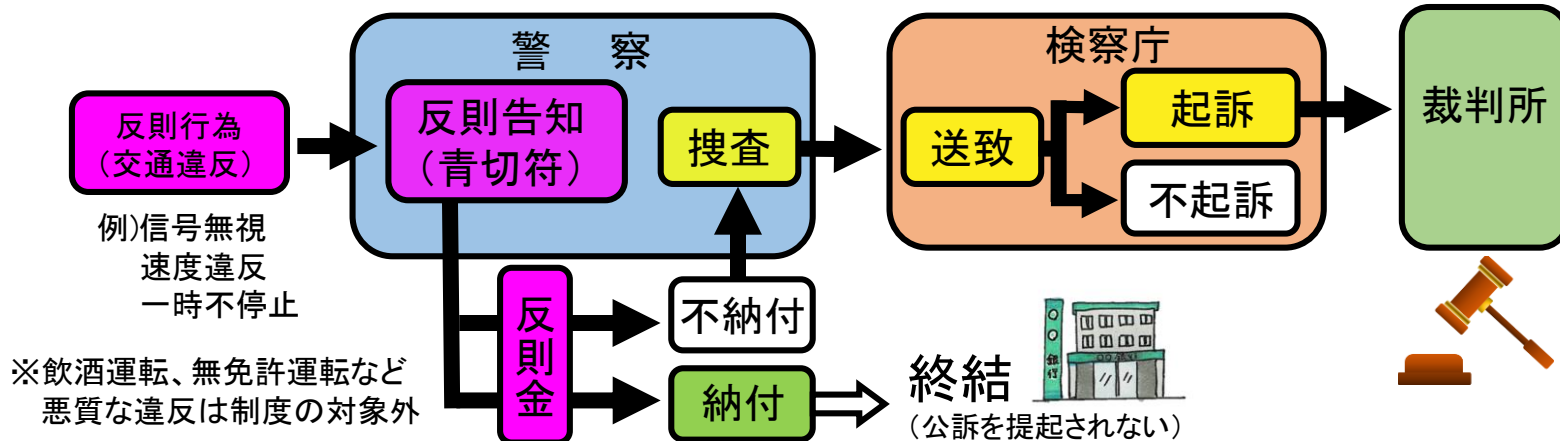


※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

主な違反（反則）行為	反則金額
携帯電話使用等（保持） ※携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
通行区分違反（車道の右側通行）	6,000円
信号無視（赤色等）	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
通行禁止違反（逆走など）	5,000円

主な違反（反則）行為	反則金額
被側方通過車義務違反 ※できる限り道路の左側端に寄って通行する	5,000円
公安委員会遵守事項違反（傘さしなど）	5,000円
並進禁止違反	3,000円
交差点右左折方法違反	3,000円
歩道徐行等義務違反	3,000円
軽車両乗車積載制度違反（二人乗りなど）	3,000円

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



交通企画課
X公式
アカウント



岐阜県警察

